

●介護保険料の支払い

特別徴収（原則として年金が年額18万円以上ある方）

4月から翌年2月まで、6回の年金で特別徴収（天引き）されます。原則として2月の特別徴収額と同額が4・6・8月の年金から仮徴収され、本算定後、10・12・2月の年金から本徴収されます。

平成23年度中に65歳になったり、転入されるなど新たに第1号被保険者となり、年金から特別徴収が開始される方については、個別に通知します。また、保険料を平準化するため、6・8月の特別徴収額を変更する場合についても、同様に通知します。

年金から自動的に天引きされますので、特別な手続や直接保険料を支払う必要はありません。

なお、後期高齢者医療保険料・国民健康保険税・住民税についても、原則として介護保険料と同様に特別徴収されます。特別徴収を口座振替に変更したり、介護保険料が特別徴収されていてもその他の保険料等が特別徴収されないこともあるなど、介護保険料と異な

る部分がありますので、不明な点は各担当にお問い合わせください。

普通徴収（特別徴収以外の方）

7月上旬に納付書が送付されます。

本町の普通徴収の納期は、第1期（7月末）～第9期（翌年3月末）までの9期に分けており、各期ごとの納期限までに、役場出納室または指定金融機関等（北洋銀行・北海信金・農協・漁組）で直接保険料を支払うことになります。

なお、郵便局・北洋銀行・北海信金・農協・漁組の金融機関で、口座振替をすることができます。

便利で簡単な口座振替をぜひご利用ください。

お問い合わせ先

町民健康課健康福祉グループ（☎2-2453）

⑦療育手帳「A」の方
⑥呼吸器機能障がい1級の方
⑤心臓機能障がい1級の方
④視覚障がい1・2級の方
③体幹障がい1・2級の方

②下肢障がい1・2・3級の方
①在宅で80歳以上の方
また、助成券の使用できる区域は、長万部町のみ区間となっています。

⑦に該当する方です。
また、助成券の使用できる区域は、長万部町のみ区間となっています。

該当される方

助成券申請方法

交付対象者には、必要書類を送付しますので、4月10日から生活環境課窓口で申請手続きをしてください。

※長万部町に在住して1年未満の方、施設入所の方、長期入院の方は対象となりません

お問い合わせ先

生活環境課

生活環境グループ
（☎2-2454）

タクシー料金の
助成券を交付



高齢の方や
重度心身障がいのある方へ

在宅で80歳以上の方、身体に障がいのある方および療育手帳「A」を受けている方に対し、通院や社会参加のために利用するタクシー料金の助成を実施しています。



入居者募集

（有料広告）

●●●●● 御相談に応じます ●●●●●

正 堀川アパート

☎01377-2-2377 携帯 090-4872-6235

ストープ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 23,000円から43,000円まで

介護保険料が変わります

介護保険制度は、40歳以上のおみなさんが加入者となり、介護が必要となったときに、安心してサービスを利用できる仕組みとなっています。

そのための介護保険事業計画は、3年ごとに見直すことになっており、「共に支え合い、長寿で豊かなまちづくり」を目指し、平成24年度から平成26年度までの第5期計画を策定したところです。

また、65歳以上の方の介護保険料は、介護保険事業計画において、高齢者の数やどれだけ介護サービス量が必要になるかなどを推計して3年ごとに算定しています。

平成24年度から平成26年度までの介護保険料は、高齢者数の減少、介護報酬の上昇などによる給付費の増加、高齢者の負担割合の増加などを勘案し、次のとおり算定しました。

みなさんで支え合う介護保険制度のため、介護保険料についてご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成23年度までの保険料

段階	対象	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	22,200円 (基準額×0.50)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	22,200円 (基準額×0.50)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	33,300円 (基準額×0.75)
第4段階	世帯の誰かが町民税課税であるが、本人が町民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	38,900円 (基準額×0.875)
	世帯の誰かが町民税課税であるが、本人が町民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	44,400円 (基準額)
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	55,500円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	66,600円 (基準額×1.50)



平成24年度からの保険料

対象	年間保険料
生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	24,000円 (基準額×0.50)
世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	24,000円 (基準額×0.50)
世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の方	30,000円 (基準額×0.625)
世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	36,000円 (基準額×0.75)
世帯の誰かが町民税課税であるが、本人が町民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	42,000円 (基準額×0.875)
世帯の誰かが町民税課税であるが、本人が町民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	48,000円 (基準額)
本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円未満の方	60,000円 (基準額×1.25)
本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円以上の方	72,000円 (基準額×1.50)

※所得の低い方の負担を少なくするため、新たに第3段階を細分化しました。

また、第5段階と第6段階の境界である合計所得金額が200万円から190万円に変わりました。